

ユニオン、年間特別条項36協定 超勤^{上限}540時間、全職場で容認 いつまで続けるのか？

J R 東海ユニオンは1月23日、年間特別条項の上限を540時間とする36協定を、今年2月から9月末までの期間で締結しました。しかし、これまで中央新幹線推進本部中央新幹線建設部の一部の職場に限って締結していたものが、今回は全箇所に拡大しました。これは、慢性的要員不足が全職場にわたっていることの裏返しといえます。

J R 東海ユニオン見解によると、団体交渉の場で「(会社から) 必要な要員配置を図る旨の見解が示された。特別条項の上限時間を縮減し、時期の明示までには至らなかったものの、特別条項の解消を図るとの認識を労使間で共有した」としています。時期が明示されないということは、上限540時間の超勤がいつまで続くのかが全く分からないということです。最低でも、〇〇年△月までとか、目標時期があって良いはずです。

新幹線乗務員をはじめとする社員は、休日出勤に苦しんできました。会社は、ことある毎に「休日出勤は削減の方向で努力している」と言い続けてきましたが、一向に改善されることはありませんでした。要員計画の業務委員会において、J R 東海労が要員不足を指摘しても、会社は「適正な要員は確保している」として要員不足を認めたとはありません。つまり、特別条項の解消もこれと同様で、全く改善されないことが危惧されます。とても労使間で共有できる内容ではありません。

J R 東海ユニオンは「不払い残業撲滅」キャンペーンと称して、総対話行動などを行っていますが、口先だけで超勤時間削減や要員拡大を目標に闘う姿勢は一向に見られません。